

資料 2

諸外国における送還・収容に関する法制度

令和 2 年 2 月 1 7 日

第 7 回 「収容・送還に関する専門部会」

出入国在留管理庁

諸外国における送還・収容に関する法制度

	米国	英国	フランス	ドイツ	オーストラリア	韓国	日本
送還関係							
送還強制処分を決定する機関	・移民審判官(司法省の下部組織である移民審査事務局所属の審判官) (移民国籍法(以下「法」という。))240条(a)(1)(A)等	・内務大臣(有効な滞在許可を有しない者等の処分については入国管理官も決定可能) (1971年移民法5条(1)、2014年移民法1条(1)等)	・県知事(パリにおいては警視總監)(内務大臣が行う場合あり) (外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典(以下「法」という。))L511-1条以下等)	・各州の内務省外国人局(例外的に連邦難民庁が行う場合あり) (滞在法71条1項、庇護法34条)	・内務省等の担当官 (移民法(以下「法」という。))198条等)	・地方出入国・外国人官署の長 (出入国管理法(以下「法」という。))59条2項等)	・地方出入国在留管理官署の主任審査官(入国審査官)
送還強制の方法 (対象者自ら送還されるものか、対象者を実力で送還するものか等)	・対象者に退去を命じ、退去の義務を課すもの ・退去命令が確定すれば、退去期限(原則退去命令確定後90日)内であっても、移民審査官宛に退去強制令書を発行し、退去の執行権限を付与	・対象者を実力で送還するもの	・領土退去義務:対象者に退去の義務を課すもの ・国外追放:対象者を実力で送還するもの(なお、刑罰として領土滞在禁止あり。)	・対象者に退去の義務を課すもの(遅滞なく又は出国期限が取られている場合は出国期限内に退去する必要あり)	・対象者を実力で送還するもの	・強制退去命令:対象者に退去の義務を課すものであり、対象者を実力で送還するもの ・出国命令:対象者に退去の義務を課すもの	・対象者を実力で送還するもの
退去しない者等に対する罰則 ※①内は法定刑	・退去期限内に故意に退去しなかった者(4年以下(一定の事由に該当する場合には10年以下)の拘禁刑又は(及び)罰金) ・出国に必要な渡航文書等の申請を故意に行わなかった者(4年以下(一定の事由に該当する場合には10年以下)の拘禁刑又は罰金) (法243条(a)(1))	・内務大臣から送還のために渡航文書を取得するための行動を取らなされた者(2年以下の拘禁刑又は(及び)罰金) ・退去強制実施中の航空機等から不法に上陸した者(6月以下の拘禁刑又は(及び)罰金) (2004年庇護及び移民法35条(4)、1971年移民法24条(1)(b)等)	・領土退去義務又は国外追放の執行を免れ、又は免れようとした者(3年以下の拘禁刑) ・領土退去義務又は国外追放を執行するための渡航証を提出しなかった者(3年以下の拘禁刑) ・渡航証がない場合に、領土退去義務又は国外追放の執行のために必要な情報を提供しなかった者(3年以下の拘禁刑) (法L624-1-1条)	・出国期限が付与されなかった又は出国期限が経過した場合に、滞在許可なく滞在する者(1年以下の拘禁刑又は罰金) (滞在法95条1項2号)	・不見当	・不見当	・なし
送還を促進するための措置等(運用を含む)	・自発的に退去したか否か等で上陸拒否期間に差異あり	・自発的に退去したか否か等で上陸拒否期間に差異あり	・一定の要件を満たす領土退去義務の対象者に、渡航費用の負担等の支援制度あり	・上陸拒否期間の解除や短縮の決定に当たっては、出国期限内に出国義務を果たしたか否かを考慮 (滞在法11条4項等)	・不見当	・送還忌避者は国費で送還されること、国費による退去者は、自費による退去者より上陸拒否期間が長くなる場合あり	・自ら官署に上陸したとき等一定の要件を満たす退去者について、上陸拒否期間を短縮(出国命令)
収容関係(退去が確定した者について)							
収容に当たっての司法審査の要否 (収容を決定する機関)	・不要 (司法長官) (法241条(a)(2))	・不要 (内務大臣) (1971年移民法附則3 2条(3)、2002年国籍、移民及び庇護法62条(1)(b))	・初回決定:不要(県知事(パリにおいては警視總監)) ・延長決定:必要(裁判官) (法L551-1条以下等)	・必要 (裁判官) (滞在法62条3項)	・不要 (内務省等の担当官) (法189条等)	・不要 (地方出入国・外国人官署の長) (法63条1項)	・不要 (地方出入国在留管理官署の主任審査官(入国審査官))
収容の要件等	・退去命令が確定した場合 (法241条(a)(2)等)	・送還実施のために必要がある場合 (1971年移民法附則3 2条(3)、2002年国籍、移民及び庇護法62条(1)(b)等)	・国外追放決定を受けた者、1年以内に領土退去義務の対象となつて退去期限が経過した者が、効果的かつ適切な出頭保証を示さない場合等 (法L551-1条以下等)	・①逃亡のおそれ、②許可なき入国を理由として強制可能な出国義務を負う場合、③退去強制命令が発せられたものの、すぐに執行ができない場合のいずれかに該当する場合 ※旅券入手義務を果たさない場合等は、①の具体的根拠となり得る (滞在法62条3項等)	・有効なビザを有しない場合 (法189条等)	・旅券未所持等の理由で直ちに送還することができない場合 (法63条1項)	・退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができない場合
収容期間	・原則:退去命令確定後90日 ・例外:一定の有罪判決を受けたことを理由に退去強制手続の対象となっている者等は収容期間の延長が可能 (法241条(a)(2)等)	・法律上制限なし	・原則:最長合計90日間 ・例外:テロ行為を行った者等については最長合計210日間 (法L551-1条以下等)	・原則:6か月 ・例外:外国人の責めに帰すべき事由により退去強制が執行されない場合等は、さらに最長12か月延長可能 (滞在法62条4項)	・法律上制限なし	・法律上制限なし(期間が3月を超える場合は3月ごとに法務部長官の承認が必要) (法63条2項)	・送還可能のときまで
収容を一時的に解く制度又はこれに類似する制度の有無等	・退去命令が確定した後、90日を超えた場合には、定期的に出頭すること等司法長官が指定した条件の下収容を解く制度あり(例外あり) (法241条(a)(3))	・内務大臣又は第一次審判所は、職権又は申請により、被収容者に対し、住居制限・電子監視等の条件を付した上で、収容を一時的に解く制度あり (2016年移民法附則10 条、2条(1)等)	・県知事(パリにおいては警視總監)(内務大臣が行う場合あり)が、特定の住居に居住させ、警察等に定期的に出現させるなどの制度あり (法L561-1条以下等)	・調査中	・大臣が公共の利益にかなうと認める場合、条件を付して、特定の場所に居住させる制度あり (法197A条)	・地方出入国・外国人官署の長が、情状等を考慮し、300万円以下の保証金を納付させ、必要な条件を付した上、仮放免する制度あり(仮放免) ・送還することができないことが明らかにしたときに、入国者収容所長又は主任審査官が、必要な条件を付した上、放免する制度あり(特別放免)	・入国者収容所長又は主任審査官が、請求又は職権により、情状等を考慮し、300万円以下の保証金を納付させ、必要な条件を付した上、仮放免する制度あり(仮放免) ・送還することができないことが明らかにしたときに、入国者収容所長又は主任審査官が、必要な条件を付した上、放免する制度あり(特別放免)
収容を一時的に解く際の条件に違反して逃亡した場合の罰則等	・司法長官が指定した条件に従わなかった者等(1年以下の懲役又は(及び)1000ドル以下の罰金) (法243条(b))	・一時的に収容を解く措置の条件に従わなかった者(6月以下の拘禁刑又は(及び)罰金) (1971年移民法24条(1)(h))	・指定された住居に戻らず、又は許可なく住居から立ち去った者(3年以下の拘禁刑) (法L624-4条)	・調査中	・居住場所から逃亡した者(5年の拘禁刑) (法197A条)	・不見当	・特別放免された者で、条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由がなく呼出しに応じない者(1年以下の懲役又は(及び)20万円以下の罰金)

※現時点における調査で判明している範囲での法制度の概要を記載している。
 ※括弧内記載の根拠条文も、現時点における調査で判明している範囲で記載している。
 ※赤字は第6回合会提出資料からの追記箇所である。

諸外国における送還・収容に関する法制度

令和2年2月17日現在

	米国	英国	フランス	ドイツ	オーストラリア	韓国	日本
送還停止効関係							
難民認定手続中の送還を停止する規定(送還停止効)の有無	・不見当 ただし、一次審で庇護申請を拒否する判断がされた場合であって、当該申請者が有効な法的地位を有していない者(非正規滞在者)である場合は、退去の是非をも審査する不服申立機関に庇護申請が回付されることで退去手続が開始されるため、庇護申請に係る審査が終了するまでは送還されることはない	・庇護申請又は不服申立中は、送還されず又は出国を要求されない (2002年国籍、移民及び庇護法77条、78条)	・庇護申請又は不服申立中は、フランスに滞在する権利を享受する (法L743-1条)	・庇護等を認められることなく、庇護手続が争い得ない決定として終決した場合のみ国外退去される (滞在法53条4項)	・保護ビザの付与が拒否されていない又は申請が最終的に決定されていない場合(不服申立中を含む)は、送還してはならない (法198条5A項)	・難民認定申請中又は不服申立中は、送還してはならない (法62条4項)	・難民の認定を申請した留資格未取得外国人で、仮滞在の許可を受けていないもの又は仮滞在期間が経過することとなったものについて、退去強制手続を行う場合には、難民認定手続が終了するまでの間は、送還を停止する
再度の難民認定申請(再申請)の可否及び申請要件	有効な法的地位を有している者(正規滞在者)からの再申請 ・可 申請要件なし (法208条(a)(2)(C)、 連邦規則集8巻208.4条(a)(3))	退去強制手続が開始された者からの再申請 ・原則不可 申請者の庇護資格に実質的な影響を与える状況変化を立証できる場合に限り、再申請可能 (法208条(a)(2)(C)、(D))	・可 新たに提出された資料と以前に提出された資料を踏まえると庇護認定すべき場合には、「新たな資料提出」と認められ、庇護認定される ○上記で庇護認定されない場合、新たに提出された資料が著しく内容の異なるものであって、まだ審査されたことがなく、以前に審査した資料と併せて考慮すると、庇護が認められる現実的な見込みがある場合には、「新規申立て」と認められ、不服申立ての権利が得られる (移民規則353条)	・可 次の場合に新たな庇護手続が行われる ○行政行為の基礎となった事実状況又は法的状況に、当該人に有利になる変化が生じた場合 ○当該人により有利な決定をもたらすような新たな証拠がある場合 等 (庇護法71条)	・原則不可 再申請を認めることが公共の利益であると大臣が判断した場合のみ、大臣の裁量により再申請が認められる (※なお、送還を実施する前に、送還によりノン・フルフルマン原則に違反するおそれがないかの確認が実施される。これは、対象者からの保護請求を評価するものではなく、個人の状況や本国情勢の変化等により上記のおそれが生じていないかを確認するものである) (法48A条、48B条)	出入国港以外での申請 ・可 申請要件なし (ただし、重大な事情の変更がない再申請は、難民審査手続に回付されない) (難民法施行令5条1項5号)	・可 申請要件なし
再申請が申請要件を満たさず却下された場合の不服申立ての可否		・調査中	・不可(訴訟は可)	・可	・不可(訴訟も不可) (法48B条)	・不可(訴訟は可)	
例外的に送還停止効が認められない場合			・明らかに根拠がない申請※と認定された場合(国内での不服申立て不可、国外からのみ可のため、不服申立てを行う場合でも送還される) ※明らかに根拠がない申請とされる場合 ・個々に認定する場合 ・指定された出身国(安全な出身国)に該当する場合 (2002年国籍、移民及び庇護法92条、94条)	・国外退去を妨げる目的で、再申請(2回目申請)をした場合 ・再申請が却下となった場合 ・再申請(2回目申請)が終局的に不認定となった後に、新たな再申請(3回目申請)をした場合 ・公の秩序、公共の安全又は国の安全に對する重大な脅威となる場合に該当するとして不認定となった場合 ・国外追放等の対象となった後に庇護申請を提出又は審査され、却下又は不認定となった場合 等 (法L743-2条)	・明らかに根拠がない申請※として却下された場合又は再申請が却下された場合の不服申立中 ・公共の安全及び秩序への重大な脅威であり、社会の重要な利益に影響を与える場合であって、当該利益を守るために国外退去が不可欠である場合 ※明らかに根拠がない申請とされる場合 ・経済的理由のみから又は一般的緊急状態を逃れる目的でのみドイツに滞在していることが、個別の事情から明らかである場合 ・庇護申請を提出する機会が前もって十分にあったにもかかわらず、切迫した滞在の終了を逃れる目的で庇護申請を提出した場合 等 (庇護法30条、75条、滞在法53条4項1号)	・公共の安全を害し、又は害するおそれがあると認められる場合 (法62条4項)	・例外規定なし

※現時点における調査で判明している範囲での法制度の概要を記載している。
 ※括弧内記載の根拠条文も、現時点における調査で判明している範囲で記載している。
 ※赤字は第5回会合提出資料からの追記箇所である。